

# 生活と環境



ビニール袋は、原油（ナフサ）を精製して作られ、燃やすと二酸化炭素を排出します。使用量が減少すれば、ごみの減量、石油資源の節約、地球温暖化の防止にもなります。小さなことですが、皆さんの協力で大きな成果となります。

**あなたが主役！ごみダイエット瀬戸内**

**6月からはじまります！**

**岡山県統一ノーレジ袋デー**



皆さん、買い物の時にマイバッグを持参していませんか？レジ袋だけで年間1人当たり300枚も使用しているといわれています。このレジ袋は最終的に燃えるゴミになってしま

い、瀬戸内市だけで年間94トンにもなります。

そこで、岡山県全域で事業者・環境団体とが協同し、容器包装の一つであるレジ袋の削減を行うため、6月から毎月10日を「ノーレジ袋デー」と定め、「マイバッグ持参」の声掛けなど啓発活動を集中的に行います。

この取り組みには、事業者だけでなく消費者の皆さんのご理解が不可欠です。

## 梅雨期の交通事故防止について

警察安全情報

梅雨期は、雨が降ることが多く、路面が滑りやすい状態になります。

また、ガラスが曇つて視界が悪くなるなど悪条件とともに、運転する人の心も微妙に変化します。

雨が降っている日は、よ

り一層慎重な運転で交通事故を起こさないようにしましょう。

- ・運転前に車両点検を
- ・車両を運転する皆さんへ
- ・前方の車両に近づき過ぎ
- ・慎重な運転を

離が長くなります。また、ワイヤーゴムの摩耗は、視界を妨げます。車を運転する前には、タイヤの摩耗、ワイヤーゴムの状態、ライト類の点検や整備を行い、必要があれば部品などを取り換えましょう。

・ライト点灯は早めに

ライトは、自分の視界を確保するだけでなく、周囲に自分の存在を知らせる役目もあります。たとえ昼間でも、「暗いな」と感じたら早めにライトを点灯します。

車両を運転する皆さんへ

梅雨期は、雨が降ることが多く、路面が滑りやすい状態になります。

また、ガラスが曇つて視

界が悪くなるなど悪条件と

ともに、運転する人の心も微妙に変化します。

雨が降っている日は、よ

り一層慎重な運転で交通事故を起こさないようにしま

す。運転前に車両点検をする際には、タイヤは、雨で滑りやすくなり、制動距離が長くなります。また、路面が濡れていると、緊急時に急ブレーキを踏んでも滑ってなかなか止まれません。スピードは控えめにして、十分な車間距離をとりましょう。

自転車や歩行者の皆さんへ

自転車の傘差し運転は、ハンドル・ブレーキ操作が確実にできなくなるなど、大変危険です。必ずカッパを着用しましょう。また、雨の激しい時は、自転車の利用を控えて、公共交通機関を利用して、公共交通機関を利用しましょう。

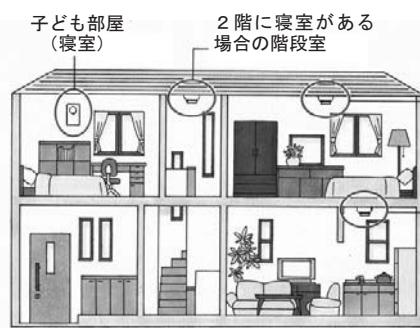
・目立つ服装を

夕方や夜間の外出はもちらんのこと、雨や曇りの日もなるべく目立つ服装や夜光タスキなどの反射材を身につけましょう。

・問い合わせ先

瀬戸内警察署

0869-34-6110



## 住宅用火災警報器の設置期限まであと1年！



消防法により全ての住宅に、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。平成16年以前に建築された既存住宅でも、平成23年5月31日までに設置が必要です。

義務化されたのは、寝室および2階に寝室がある場合の階段室で、居室や台所にも設置すればより効果的です。

平成20年中、全国では住居は、寝室および2階に寝室がある場合の階段室で、居室や台所にも設置すればより効果的です。

消防法により全ての住宅に、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。平成16年以前に建築された既存住宅でも、平成23年5月31日までに設置が必要です。

義務化されたのは、寝室および2階に寝室がある場合の階段室で、居室や台所にも設置すればより効果的です。

消防法により全ての住宅に、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。平成16年以前に建築された既存住宅でも、平成23年5月31日までに設置が必要です。

義務化されたのは、寝室および2階に寝室がある場合の階段室で、居室や台所にも設置すればより効果的です。

義務化されたのは、寝室および2階に寝室がある場合の階段室で、居室や台所にも設置すればより効果的です。

義務化されたのは、寝室および2階に寝室がある場合の階段室で、居室や台所にも設置すればより効果的です。

義務化されたのは、寝室および2階に寝室がある場合の階段室で、居室や台所にも設置すればより効果的です。

義務化されたのは、寝室および2階に寝室がある場合の階段室で、居室や台所にも設置すればより効果的です。

義務化されたのは、寝室および2階に寝室がある場合の階段室で、居室や台所にも設置すればより効果的です。

義務化されたのは、寝室および2階に寝室がある場合の階段室で、居室や台所にも設置すればより効果的です。

消防法により全ての住宅に、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。平成16年以前に建築された既存住宅でも、平成23年5月31日までに設置が必要です。

義務化されたのは、寝室および2階に寝室がある場合の階段室で、居室や台所にも設置すればより効果的です。

平成20年中、全国では住居は、寝室および2階に寝室がある場合の階段室で、居室や台所にも設置すればより効果的です。

消防法により全ての住宅に、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。平成16年以前に建築された既存住宅でも、平成23年5月31日までに設置が必要です。

義務化されたのは、寝室および2階に寝室がある場合の階段室で、居室や台所にも設置すればより効果的です。

平成20年中、全国では住居は、寝室および2階に寝室がある場合の階段室で、居室や台所にも設置すればより効果的です。

消防法により全ての住宅に、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。平成16年以前に建築された既存住宅でも、平成23年5月31日までに設置が必要です。

義務化されたのは、寝室および2階に寝室がある場合の階段室で、居室や台所にも設置すればより効果的です。

平成20年中、全国では住居は、寝室および2階に寝室がある場合の階段室で、居室や台所にも設置すればより効果的です。

消防法により全ての住宅に、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。平成16年以前に建築された既存住宅でも、平成23年5月31日までに設置が必要です。

義務化されたのは、寝室および2階に寝室がある場合の階段室で、居室や台所にも設置すればより効果的です。

平成20年中、全国では住居は、寝室および2階に寝室がある場合の階段室で、居室や台所にも設置すればより効果的です。

消防法により全ての住宅に、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。平成16年以前に建築された既存住宅でも、平成23年5月31日までに設置が必要です。

消防法により全ての住宅に、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。平成16年以前に建築された既存住宅でも、平成23年5月31日までに設置が必要です。

消防法により全ての住宅に、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。平成16年以前に建築された既存住宅でも、平成23年5月31日までに設置が必要です。

消防法により全ての住宅に、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。平成16年以前に建築された既存住宅でも、平成23年